

各市町村 保健・健康行政担当課長 様

大阪府保健医療室保健医療企画課長
大阪府健康推進室健康づくり課長
大阪府生活衛生室薬務課長

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金事業の申請受付開始について（依頼）

日頃から、大阪府健康医療行政の推進に御協力いただきお礼申し上げます。

このたび、標記事業について、**令和 8 年 9 月 29 日（火）10 時**より受付開始することをお知らせします。

申請につきましては、**原則として「おおさか事業者ポータル」により申請**していただきますので、下記ホームページにて必要事項等をご確認の上、手続きをお願いいたします。

周知について、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。なお、前回システムを利用して申請された医療機関に対しては、別途メールにて御案内する予定としております。

記

【支援対象】

（１）物価高騰対策一時支援金

- ・大阪府内に所在する保険医療機関（病院・診療所）、保険薬局、助産所、施術所、歯科技工所及び指定訪問看護事業所

※ただし、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて厚生（支）局長及び大阪府知事から承諾の通知を受けていない施術所、介護保険適用の訪問看護のみを行っている指定訪問看護事業所を除く。

（２）食材料費高騰対策一時支援金

- ・大阪府内に所在する保険医療機関（病院・有床診療所）

【支援額】

支援内容	施設区分	支給額
（１）物価高騰	病院、2床以上の有床診療所	1床あたり 7,500円
	1床の有床診療所、無床診療所、保険薬局、助産所、施術所、歯科技工所及び指定訪問看護事業所	1施設あたり 15,000円
（２）食材料費	病院、有床診療所	1床あたり 3,200円

【支給要件】

- ①令和 8 年 9 月 1 日から申請をした日までの間、申請施設において業務が行われていたこと
- ②申請をした日以後も申請施設に係る事業の継続等に向けた取組を行っている又はその意思を有すると認められること

【申請期間】 令和 8 年 9 月 29 日（火）10 時 ～ 10 月 30 日（金）18 時

【支給時期】 申請の審査完了後、順次支払を予定しています。

※本事業の詳細については、大阪府ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/subvention/bukkakoutou.html>

（オンライン申請が困難な場合は、郵送による申請も受付可能です。申請方法は府ホームページの FAQ をご覧ください。）



大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金 問い合わせ窓口
0120-519-145（受付時間：平日 9 時 ～ 18 時（土・日・祝日を除く））
※お問い合わせ窓口は、申請受付開始後よりご利用いただけます。